

人権の尊重

積水ハウスグループでは、人権侵害を「しない・させない・ゆるさない」企業体質を強化するため、女性・外国人・障がい者・部落差別など、さまざまな人権問題に取り組んできました。

また、自らの企業活動の基盤となる「積水ハウスグループ企業行動指針」「積水ハウスグループ企業倫理要項」の中で人権を尊重することを明示するとともに、国連総会で採択された「世界人権宣言」などの国際ルールへの遵守や、国連グローバル・コンパクトの10原則の支持を表明しています。



人権に関する基本方針

全従業員が「積水ハウスグループ企業行動指針」および「積水ハウスグループ企業倫理要項」を正しく理解し実践することによって、人権侵害を「しない・させない・ゆるさない」企業体質を目指しています。基本方針のPDCAを回すための社内体制を整備する一方で、人権に関する専任部署である法務部ヒューマンリレーション室は、従業員が働きやすい職場環境の醸成を目的として、グループ会社を含む全従業員を対象に毎年「ヒューマンリレー

ション研修」をはじめとした社内啓発を行うとともに、ハラスメント問題などの人権課題に対して、事業所と連携した相談対応を行っています。

また、世界人権宣言などの国際ルールへの遵守や、国連グローバル・コンパクトの10原則、SDGsの理解を踏まえ、お互いの人権を認め合う風土を浸透させています。

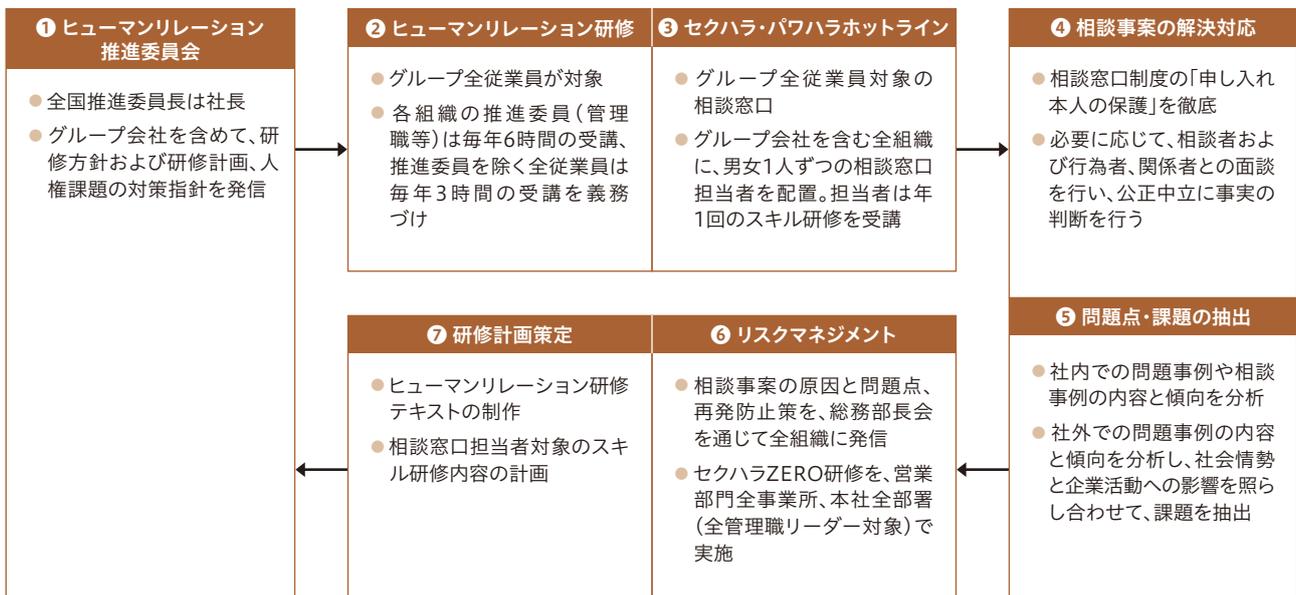


社内相談窓口体制の充実

積水ハウスグループでは、積水ハウス本社内に「セクハラ・パワハラホットライン」を設置し、セクハラ・パワハラ、妊娠・出産・育児休業・介護休業に関するハラスメントや障がいのある従業員の環境を整えるための相談等、職場環境に関するさまざまな相談の社内窓口として問題解決に取り組んでいます。2018年度の「セクハラ・パワ

ハラホットライン」への相談件数は190件（うち、ハラスメントに関連する相談は81件）で、前年度比で増加していますが、グループ会社も含めた全事業所に配置している相談窓口担当者を経由した相談が増加しており、安心して相談できる窓口との認識が高まっています。

人権デューデリジェンス



積水ハウスグループ企業行動指針・企業倫理要項での人権に関する記述(抜粋)

積水ハウスグループ企業行動指針	積水ハウスグループ企業各社は、「人間愛」を根本哲学とする「企業理念」に立脚し、次の9原則に基づき、国の内外を問わず、人権を尊重し、全ての法律、国際ルールおよびその精神を遵守するとともに社会的良識をもって持続可能な社会の構築に向けて自主的に行動する。
積水ハウスグループ企業倫理要項	<p>5-1 人権尊重・差別禁止</p> <p>常に健全な職場環境を維持することに努め、各自の人権を尊重し、差別につながる行為は一切行わない。従業員の雇用や処遇においてもこれを行わない。また、他人がこれを行わないよう防止についても徹底する。</p> <p>1. 出生、国籍、人種、民族、信条、宗教、性別、性的指向、性自認、年齢、各種障がい、趣味、学歴、家族などに基づく非合理的あらゆる差別を行わない。</p> <p>2. 暴力、罵声、誹謗・中傷、威迫による業務の強制、いじめ、噂の流布などによる人権侵害行為を行わない。</p> <hr/> <p>「5-2 セクシュアルハラスメント」「5-3 妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント」「5-4 パワーハラスメント」においてもハラスメントを行わないこと、ハラスメントのおそれのある言動も行わないことを明記しています。</p>

※ 積水ハウスグループ企業行動指針・企業倫理要項の全文はWEBで公開しています。 <https://www.sekisuihouse.co.jp/company/info/ethics.html>

「ガバナンス意識調査」のスコア

当社では、風通しの良い職場風土の実現を目指してグループ全従業員を対象に「ガバナンス意識調査」を毎年実施しています(P.76参照)。調査の項目には「人権」が含まれており、直近3年間のスコア推移は右記の通りです。

※ 表中の数値は「非常にそう思う:100点」「ほぼそう思う:75点」「どちらともいえない:50点」「あまりそう思わない:25点」「まったく思わない:0点」として計算した結果の平均値

「ガバナンス意識調査」のスコア推移(人権関連項目抜粋)

	2016年度	2017年度	2018年度
セクハラを許さない風土	84.5	83.5	85.1
パワハラを許さない風土	78.1	77.5	79.2
差別を許さない風土	84.9	84.3	85.5

サプライチェーンにおける「人権」をモニタリング

当社は、「8つの調達方針」に沿った「CSR調達基準」を2015年度に制定し、資材購入を行っています。2017年度からは「取引先評価」に「CSR評価」項目を導入し、人権・労働においても事前に自社評価してもらい、結果を点数化・評価しています。

また、評価結果から判明した注視すべきサプライヤーに対しては、訪問でのモニタリングを実施し、その実態を

確認しています。さらに、CSR委員会傘下のサプライヤー分科会を開催し、啓発を継続しています。

CSR調達基準

人権・労働	人権尊重、差別撤廃、児童労働の禁止、強制労働の禁止、賃金、労働時間、社員との対話・協議、安全・健康な労働環境、人材育成
-------	-------------------------------------------------------------

建設現場における外国人就労者の人権

優秀な人材確保に向けた競争の激化が予想される状況下において、完全子会社の積和建设グループや「積水ハウス会」に所属する協力工事店の一部では、外国人技能実習制度に則った外国人就労者の受け入れなどを実施しています。

当社が運営する三つの教育訓練センター(茨城県・滋賀県・山口県に所在)では、当該受け入れ先からの要請に応じ、受け入れ時研修を実施して早期育成を図るなど、技能習得に向けた支援を行っています。なお、この受け入れ時研修について、随時受け付ける体制を構築すべく、当社施工部内に専任セクションを設け、検討を進めています。また、外国人就労者の受け入れ状況や賃金等に

ついて、積和建设グループや協力工事店から適宜報告を受けています。

積水ハウスグループは、企業行動指針、企業倫理要項に則り、外国人就労者の人権を尊重して行動していきます。

外国人就労者 受け入れ状況(2019年2月1日現在)

	技能実習生	建設就労者	計
積和建设グループ	37人	33人	70人
協力工事店	25人	1人	26人
合計	62人	34人	96人